

6 近隣の空家でお困りの方

Q 1 近隣の空家で困っていることがある。どこに相談すれば良いですか？

Q 2 隣の空家の樹木が繁茂して自分の敷地に越境している

Q 3 隣の空家にハクビシンが出入りしていて、自宅に被害があり困っている。

Q 4 空家にスズメバチの巣があり、ハチが飛んでいる

Q 5 空家の庭にたぬきが住んでいる

Q 6 近隣の空家のトタンの外壁が剥がれて風が吹くとバタバタとうるさい

Q 7 隣の空家の屋根の上のアンテナが倒れそうで危ない

Q 8 隣の空家から越境してきている樹木を切ってもいいですか？

Q 1 近隣の空家で困っていることがある。どこに相談すれば良いですか？

A 1 「[空家総合相談窓口](#)」へご相談ください。状況によっては区で現地を確認します。

大田区役所 7階 03-5744-1348

大田区蒲田 5-13-14

受付時間 8:30～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

[【目次に戻る】](#)

Q 2 隣の空家の樹木が繁茂して自分の敷地に越境している

A 2 「[空家総合相談窓口](#)」へご相談ください。

区が現場を確認調査し、所有者等を探して改善を求めのお手紙を出します。

なお、区が隣地間の樹木等を伐採することはできません。

大田区役所 7階 03-5744-1348

大田区蒲田 5-13-14 受付時間 8:30～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

[【目次に戻る】](#)

Q 3 隣の空家にハクビシンが出入りしていて、自宅に被害があり困っている

A 3 区では、外来生物であるハクビシン、アライグマのご自宅への被害にお困りの方を対象に、[箱わなの設置による捕獲事業](#)を実施しています。

詳しくは大田区役所 環境対策課 03-5744-1365 へご相談ください。

なお、箱わなの設置は相談者の所有・管理されている場所に限り、隣の空家への設置はできません。

隣の空家についてお困りの場合は、「[空家総合相談窓口](#)」へご相談ください。

大田区役所 7階 03-5744-1348 大田区蒲田 5-13-14

受付時間 8:30～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

[【目次に戻る】](#)

Q 4 空家にスズメバチの巣があり、ハチが飛んでいる

A 4 区ではスズメバチの巣がある場所の所有者または管理者からの申出があれば、区が無料で撤去します。(巣の状況により撤去できない場合があります。)

ハチについては

- ・大田区 生活衛生課 03-5764-0694 へご相談ください。

所有者、管理者が不明等の場合は

- ・[「空家総合相談窓口」](#)へご相談ください。

大田区役所 7階 03-5744-1348 大田区蒲田 5-13-14

受付時間 8:30～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

[【目次に戻る】](#)

Q 5 空家の庭にたぬきが住んでいる

A 5 たぬきは古くから日本にいる在来生物です。[鳥獣保護管理法](#)という法律により保護されているため、原則として自身で捕獲することが出来ません。専門業者へご相談ください。

[【目次に戻る】](#)

Q 6 近隣の空家のトタンの外壁が剥がれて風が吹くとバタバタとうるさい

A 6 [「空家総合相談窓口」](#)へご相談ください。

区が現場を確認調査し、所有者等を探して改善を求めるお手紙を出します。

なお、区が剥がれたトタンを修繕することはできません。

大田区役所 7階 03-5744-1348

大田区蒲田 5-13-14

受付時間 8:30～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

[【目次に戻る】](#)

Q 7 隣の空家の屋根の上のアンテナが倒れそうで危ない

A 7 アンテナが倒れて人的、物的被害が出る恐れのある緊急性の高い危険な状況になった場合には、
119番通報で消防にご相談ください。

また、緊急性が低い場合には「[空家総合相談窓口](#)」へご相談ください。

大田区役所 7階 03-5744-1348

大田区蒲田 5-13-14

受付時間 8:30～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

[【目次に戻る】](#)

Q 8 隣の空家から越境してきている樹木を切ってもいいですか？

A 8 [民法 233 条の改正](#)により民法に則した内容であれば切っても良い場合がありますが、
弁護士等法律の専門家に相談することをお勧めします。

樹木が法的に切除可能かどうか区が判断することはできません。

法律分野の協定団体をご案内します。

・東京弁護士会 03-3581-2235

または、法律の無料相談（予約制）も実施しています。

・(予約先) 広聴広報課 03-5744-1135

[【目次に戻る】](#)

○用語集

【鳥獣保護管理法】

鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施等に関する規程が定められた法律

【民法 233 条(令和 5 年 4 月改正)】

- 1、土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。
- 2、前項の場合において竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。
- 3、第 1 項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。
 - 一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
 - 二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
 - 三 急迫の事情があるとき。
- 4、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。